

# 防災

平成19年

## 春季全国火災 予防運動

3月1日から7日まで春の全国火災予防運動が実施されます。春先は空気が乾燥し、強い風が吹き、火災が起こりやすくなります。一人ひとりが火の取り扱いには十分注意し、火災予防に努めましょう。

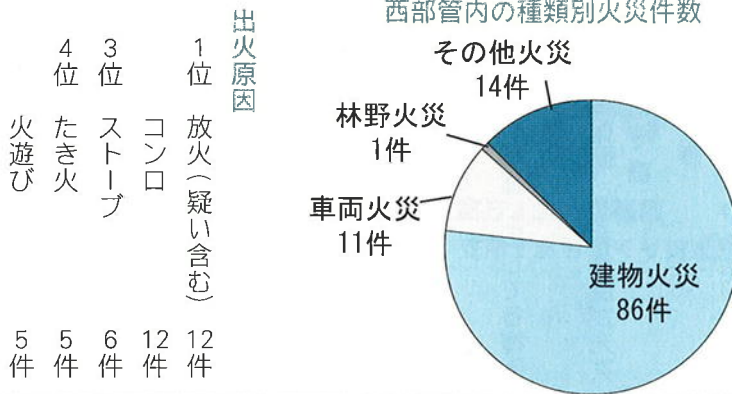
### ●全国統一標語

「消さないで あなたの心の  
注意の火」

## 平成18年災害状況

	火災 件数	火災によ る死者	救急 件数
西部管内	112	5人	9,125
大山町	11	2人	835

西部管内の種類別火災件数



出火原因

順位	原因	件数
1位	放火(疑い含む)	12件
2位	コンロ	12件
3位	ストーブ	6件
4位	たき火	5件
5位	火遊び	5件

### ●消防署からのお願い

あなたの家は住宅用火災警報器が設置されていますか？すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

### ●問い合わせ先

西部消防局予防課  
☎0859・35・1954  
大山消防署  
☎0859・39・5002  
中山出張所  
☎0858・49・3001

## 大山町交通 災害共済

まさかに備えて

平成18年度に皆さんに加入いただきました『交通災害共済』は、3月末日で有効期限が切れます。

平成19年度分については、区長さんに申込用紙を配布をお願いしますので、万が一に備えて家族そろって加入しましょう。

### ●掛金と保障内容

交通事故によって生じた死亡、障害、入院、通院について共済金をお支払いします。年齢、健康状態を問わずに町民の方ならどなたでもご加入いただけます。

### ●掛け金

1年契約で1口千円

(1人3口まで加入できます)

### ●共済金

1口加入の場合

死亡 100万円

入院 1日につき2千円

通院 1日につき千円

(書類は、役場総務課、各支所まちづくり推進課に備えています)

①共済金支払請求書

②事故発生通知書

③交通事故証明書

(自動車安全運転センターで発行するもの)

④医師の治療証明書

⑤承諾書

申し込み、請求など詳細は、ご家庭に配布してあるチラシをご覧になるか、次のところへお問い合わせください。

### ◆問い合わせ先◆

役場総務課

☎0859・54・5201

中山支所まちづくり推進課

☎0858・58・6111

大山支所まちづくり推進課

☎0859・53・3311

### ◆共済金の請求手続きは◆

共済金の請求には、次の書類が必要です。